

平成23年9月30日

# 教育委員会第9回定例会記録

石巻市教育委員会

## 教育委員会第9回定例会記録

◇開会年月日 平成23年9月30日（金曜日） 午後 1時30分開会  
午後 2時35分閉会

◇開催の場所 教育長室

◇出席委員 5名

委員長	阿部盛男君	委員	鶴岡昭雄君 (委員長職務代行者)
委員	津嶋ユウ君	委員	今井多貴子君
教育長	境直彦君		

◇欠席委員 なし

◇説明のため出席した者の職氏名

事務局長	佐藤和夫君	事務局次長兼 教育総務課長	小畑孝志君
学校教育課長	山田元郎君	学校管理課長	菅原正好君
生涯学習課長兼 中央公民館長	高橋忠之君	体育振興課長	亀山栄記君
歴史文化資料 展示施設整備 対策室長	菊地広君	河北総合 センター館長	武山賢君

◇書記

教育総務課長 補佐	大崎正吾君	教育総務課 主査	高橋健之君
教育総務課 主任主事	山内龍一郎君		

◇付議事件

一般事務報告

- ・教育長報告
- ・河北総合センターの再開について

報告事項

報告第 1 1 号 専決処分の報告について

専決第 1 4 号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例

専決第 1 5 号 平成 2 3 年度石巻市一般会計補正予算（第 5 号）（教育委員会の事務に係る部分）

報告第 1 2 号 専決処分の報告について

専決第 1 6 号 職員の人事について

報告第 1 3 号 専決処分の報告について

専決第 1 7 号 県費負担市立学校教職員の人事について

審議事項

第 2 2 号議案 スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第 2 3 号議案 石巻市体育指導委員の会議運営に関する規程の一部を改正する訓令

第 2 4 号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示

第 2 5 号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

その他

午後 1時30分開会

○委員長（阿部盛男君） ただいまから平成23年第9回定例会を開会いたします。

本日の欠席委員はございません。

---

#### 会議録署名委員の指名

○委員長（阿部盛男君） 会議録署名委員の指名を行います。

今回は、今井委員をお願いいたします。

---

#### 教育長報告

○委員長（阿部盛男君） 本日の案件は、一般事務報告が2件、報告事項が3件、それから審議事項4件及びその他となっております。よろしくお願いをいたします。

それでは、一般事務報告の部で教育長報告について、教育長お願いいたします。

○教育長（境 直彦君） 私から一般事務報告をさせていただきます。

9月8日に開会されました石巻市議会第3回定例会が台風15号の影響で2日間延会し、昨日、閉会いたしました。その内容について報告いたします。

議案の中では、平成23年度石巻市一般会計補正予算の中で主なものでございます。中学校管理費で、湊中学校、渡波中学校関係、スクールバスの借り上げで運行日数と、それから台数の変更によって不足分の2,000万円ということ。それから、高等学校統合事業費で不動産鑑定委託料として150万円、小・中・幼稚園の災害復旧費として各学校の空調暖房機あるいは校舎の床の修繕費等で合わせて3億7,400万円余り。それから、図書館の活動費として、仮設住宅に対する移動図書館サービスを行うということで、その車等の管理費、事務費等で124万円余りです。それから、遊楽館、桃生文化交流会館、それから公民館、それから山下屋内運動場の災害復旧費関係で約1億円などが主な内容で、提案どおり可決をされております。

次に、一般質問では23名の議員から通告がありまして、教育関係は13名の方からの質問を6日間にわたって行われました。教育関係で主なところでは、今回の市の震災復興基本計画に係る内容ということで、学校の統廃合に係るということになります。それから、学校の防災教育に関連しての質問がありました。大きなところでは、今回の大震災の総括と検証ということで、実際の避難訓練がどう役立っていたのか、あるいは大川小学校に関するということで質問がありました。

あとは児童・生徒の心のケアと、それから学校給食に関する部分、それから放射能汚染の不安解消対策、それから今回の震災で遺児・孤児になった者への支援というのはどうなっているかというところ。それから仮設住宅からのスクールバスの運行についてということでの質問となっております。もちろん、復興計画の中では被災学校の再建、復旧事業、それから集団移転と統廃合と、今後、来月10月から取り組んでいく教育委員会内部で検討委員会を設置していますので、その結果を順次、各地域と協議して進めていくということでのお話をしています。

以上、市議会での報告、簡単ではございますが、終わりにしたいと思います。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に関してご質問等ございましたら。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） ございませんでしょうか。

（「はい」との声あり）

---

#### 河北総合センターの再開について

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

河北総合センターの再開について、河北総合センター館長ご報告お願いいたします。

○河北総合センター館長（武山 賢君） それでは、私から河北総合センターの再開についてご報告いたします。

表紙番号2の1ページをごらん願います。

河北総合センターは、平成23年3月11日の東日本大震災の当日から震災被災者の避難所として運営してまいりましたことから、一般の利用を中止しておりましたが、10月初旬までに避難者の退所が見込まれる状況となりましたことから、書架の損壊した図書館河北分館以外の施設の利用を10月12日水曜日より再開いたすものであります。

今後のスケジュールといたしましては、館内の清掃を実施するとともに、10月4日より貸し出しの受付を開始し、その周知をホームページ等に掲載してまいります。また、大震災で損壊した図書館分館の書架や建物外壁等の修繕につきましては、一般貸出と並行しながら実施してまいりたいと考えております。

以上、その概要をご説明申し上げましたのでよろしくお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの報告に対してご質問等ございましたら。

ございませんでしょうか。

どうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） 現状と課題のところの行き先が未定の2名は、現在も未定なのでしょうか。

○委員長（阿部盛男君） 河北総合センター館長。

○河北総合センター館長（武山 賢君） この2世帯につきましては、1の方が就職ということで東京に既に退所しておりますし、もう1名の方につきましては本日の朝、仮設住宅に移っております。きょう現在でございますけれども、14名の方5世帯がおりまして、今の見通しでは10月5日ごろには全員退所する見込みになっております。

（「ありがとうございます」との声）

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

ただいまの件に関連しましてですが、3月のあの混乱の中で武山河北総合センター館長は、少人数の職員にもかかわらず地域の幼稚園教員とか、あるいはボランティアの方々の協力を得ながら数百名の避難者の対応に誠心誠意で当たっていただきまして、本来の社会教育の場としての機能を再開することができるまでにこぎつけていただきました。ご尽力をいただきましたことに対し、改めて感謝を申し上げます。ありがとうございました。

---

### 報告第11号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） それでは、次に一般事務報告を終わります。報告事項に入ります。

報告第11号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例について報告を受けたいと思います。

体育振興課長お願いいたします。

○体育振興課長（亀山栄記君） 報告第11号 専決処分の報告についてのうち、専決第14号 スポーツ基本法の施行に伴う関係条例の整理に関する条例についてご報告申し上げます。

本報告につきましては、石巻市長から教育委員会に条例案に対する意見を求められ、異議のない旨を専決処分し、回答いたしておりますことから、今回、報告するものでございます。

本案は、スポーツを取り巻く環境や国民のスポーツに対する認識が大きく変化する中で、時代にふさわしい法を整備するため、昭和36年に制定されたスポーツ振興法が50年ぶりにスポーツ基本法として全部改正され、本年6月24日に公布、8月24日から施行されたことに伴い、石巻市河南室内プール条例、石巻市かなんパークゴルフ場条例、石巻市スポーツ振興審議会条例及び石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の題名及び字句等

の整理のため一部を改正するものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の2ページから3ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の1ページから3ページをごらん願います。

まず、第1条は石巻市河南室内プール条例の一部改正であります。第1条中、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改めるものであります。

次に、第2条は石巻市かなんパークゴルフ場条例の一部改正であります。第1条中、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に改めるものでございます。

次に、第3条は石巻市スポーツ振興審議会条例の一部改正であります。条例の題名を「石巻市スポーツ振興審議会条例」から「石巻市スポーツ推進審議会条例」に改めるほか、第1条中、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に、「スポーツ振興法第18条第2項」を「スポーツ基本法第31条」に、「石巻市スポーツ振興審議会」を「石巻市スポーツ推進審議会」に改め、第2条第2項中、「石巻市教育委員会（以下「教育委員会」という。）」を「教育委員会」に改め、同条を第3条に繰り下げ、第2条に新たに審議会の所掌事務を規定したものであります。

第3条から第6条は、第2条に新たに所掌事務の規定を加えたことにより、それぞれ1条ずつ条の繰り下げの整理を行うものであり、それに伴い附則第2項中、「第5条第1項」を「第6条第1項」に改めるものでございます。

次に、第4条は石巻市特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正であります。別表中、「スポーツ振興審議会委員」を「スポーツ推進審議会委員」に、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めるものでございます。

次に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行するものでございます。

以上で専決処分の報告を終わらせていただきます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございましたら、どうぞ。よろしいですか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、その次にまいります。

報告第11号 専決処分の報告についてのうち、専決第15号 平成23年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）について報告を受けたいと思います。

これは事務局次長兼教育総務課長から説明お願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） それでは、私から専決第15号 平成23年度石巻市一般会計補正予算（第5号）（教育委員会の事務に係る部分）についてご報告申し上げます。

本報告につきましては、平成23年市議会第3回定例会に提案するため、石巻市長から教育委員会に本案に対する意見を求められましたが、教育委員会を開催する時間的余裕がございましたので、教育委員会教育長事務委任等に関する規則第3条第1項の規定により、9月1日付で異議のない旨、専決処分を行いましたのでご報告申し上げます。なお、本予算案につきましては、先ほど教育長が一般事務報告しましたように、第3回定例会においてすべて可決されております。

それでは、別冊の1ページから3ページをごらん願います。

今回の補正につきましては、歳入歳出予算の補正前の額に5億3,229万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ84億6,748万6,000円とするものでございます。

それでは、歳出からご説明申し上げますので、16ページをごらん願います。

4目東日本大震災関係費の中学校管理費に2,000万円を計上いたしておりますが、これは渡波中学校の生徒が万石浦小・中学校の間借りでの授業から稲井小・中学校に整備いたしました仮設校舎での授業に変更となったことに伴うスクールバスの運行費用の増額分、それと運行日数200日から230日に日数がふえたことに伴います増額分を措置したものでございます。

次に18ページ、高等学校統合事業費に150万円を計上しておりますが、これは市立高等学校統合事業基本計画の中で学校用地の取得を予定しており、土地の購入金額の根拠とするために必要な不動産鑑定に要する経費を措置したものでございます。

次に、24ページをごらん願います。

1目公立学校施設災害復旧費に3億6,140万円を計上いたしておりますが、これは被災した学校の空調暖房機器及び校舎床の復旧に関する経費などを措置したものでございます。次に、2目社会教育施設災害復旧費に1億2,540万円を、それから26ページ、2目その他の公共施設災害復旧費に1,820万円を計上しておりますが、これは被災した社会教育施設及び保健体育施設の災害復旧に要する経費を措置したものであり、遊楽館の文化ホール天井落下の復旧に6,660万円、それから桃生公民館の天井落下修復と、それから中央公民館の内壁の修復、それから稲井公民館の外構修復などに3,930万円、それから桃生文化交流会館の天井落下修復等に1,550万円、それから旧ハリストス正教会教会堂の養生経費として400万円、それから27ページの山下屋内運動場のフローリングの修復に1,820万円をそれぞれ計上したものでございます。



次に、歳入についてご説明申し上げますので、4ページにお戻り願います。

1 項国庫負担金に2億3,226万6,000円、それから6ページ、2 項国庫補助金に9,291万9,000円、12ページ、1 項市債に1億6,230万円を計上しておりますが、これはただいま歳出でご説明申し上げました教育施設の災害復旧費に要する経費に対する財源として措置したものでございます。

次に、8ページにお戻り願いまして、2 項県補助金に163万円を計上いたしておりますが、これは大震災により実施した公立幼稚園保育料の減免に対する県補助金を措置したものでございます。

次に、10ページをごらん願います。

1 項寄附金に児童・生徒の教育に対する寄附金14件分1,473万6,000円を計上したものでございます。

以上でご報告終わります。よろしく願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対しましてご質疑ございましたら、どうぞ。ございませんか。よろしいですか。

（発言する者なし）

---

#### 報告第12号 専決処分の報告について

#### 報告第13号 専決処分の報告について

○委員長（阿部盛男君） それでは、次にまいります。

報告第12号 専決処分の報告についての専決第16号の職員の人事についてと報告第13号 専決処分の報告についての専決第17号 県費負担市立学校教職員の人事について、これは両方関連がありますので、一括して報告を受けたいと思いますが、よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） よろしいですね。

それでは、報告第12号及び報告第13号について一括して報告を受けますので、学校教育課長、お願いいたします。

○学校教育課長（山田元郎君） それでは、報告第12号 専決処分の報告について、専決第16号 職員の人事について、報告第13号 専決処分の報告についての専決第17号 県費負担市立学校教職員の人事についてご説明申し上げます。

議案書の表紙番号7ページ、8ページ及び後からお渡ししました別紙をごらん願います。

本報告についてでございますが、2学期から指導主事の通常業務である指導主事学校訪問が始まりました。そのような中で東日本大震災以降の学校震災復興業務を円滑に対応するために10月1日付割愛で指導主事1名を採用し、後任の教頭を異動するものでございます。そのため新たに教育委員会の議決が必要となったものでございます。

指導主事の採用者は石巻市立山下小学校、千葉照彦教頭でございます。なお、山下小学校の後任の教頭には中津山第一小学校、阿部明博教諭が教頭に昇任しての異動となります。この発令につきましては、石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則第2条第6号及び第8号の規定に基づき、教育委員会議決事項となっておりますが、教育委員会を開催する時間的余裕がありませんでしたので、同規則第3条第1項の規定により、9月27日付で専決処分を行いましたので、同条第2項の規定に基づき報告するものでございます。

以上で報告を終わります。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対してご質疑ございますでしょうか。ございませんか。

はい、どうぞ。

○委員（鶴岡昭雄君） それでは、中津山第一小学校には補充はされたんですか。

○学校教育課長（山田元郎君） 阿部明博教諭の後は講師という形になります。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。そのほかございませんか。

はい、どうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） 千葉照彦指導主事は、要は加わったことによってプラス1なんですよ。ね。

○学校教育課長（山田元郎君） 現在、指導主事7名おりますが、今回の学校震災復興業務ということで1人多くなったということになります。

○委員（津嶋ユウ君） もう一つ、この千葉指導主事は震災復興業務を専門に担当ということですか。

○学校教育課長（山田元郎君） 専門に担当するというので、活躍してもらおうと思っております。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。そのほかございませんか。よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

第22号議案 スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則

第23号議案 石巻市体育指導委員の会議運営に関する規程の一部を改正する訓令

第24号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示

○委員長（阿部盛男君） それでは、以上で事務報告を終わりましたので、続いて審議事項に入ります。

第22号議案 スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則、第23号議案 石巻市体育指導委員の会議運営に関する規程の一部を改正する訓令及び第24号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示は関連がありますので、一括議題として審議したいと思います。よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） それでは、第22号議案、第23号議案及び第24号議案について一括して審議をいたします。

これは体育振興課長から説明をお願いします。

○体育振興課長（亀山栄記君） 第22号議案 スポーツ基本法の施行に伴う関係規則の整理に関する規則についてご説明申し上げます。

本案は、スポーツ基本法の施行に伴い、石巻市教育委員会の組織等に関する規則並びに石巻市体育指導委員に関する規則の題名及び字句等の整理のため、一部を改正しようとするものがあります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の9ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の4ページから5ページをごらん願います。

まず、第1条は石巻市教育委員会の組織等に関する規則の一部改正であります。第13条第2号中、「スポーツ振興審議会」を「スポーツ推進審議会」に、同条第4号中、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に、同条第5号中、「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に、別表第2中、「石巻市スポーツ振興審議会」を「石巻市スポーツ推進審議会」に、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に改めようとするものでございます。

次に、第2条は石巻市教育委員会教育長事務委任等に関する規則の一部改正であります。第2条第10号中「体育指導委員」を「スポーツ推進委員」に改めようとするものであります。

次に、第3条は石巻市体育指導委員に関する規則の一部改正であります。題名を「石巻市スポーツ推進委員に関する規則」に改めようとするものであります。

次に、第1条中、「スポーツ振興法第19条第2項」を「スポーツ基本法第32条第2項」に、

「石巻市体育指導委員」を「石巻市スポーツ推進委員」に改め、第2条中、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に、同条に新たに第1号として職務の規定を加え、同条第6号中、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改め、同号を第7号とし、同条第1号から第5号までを1号ずつ繰り下げの整理を行うものであり、第5条中、「2年」を「2年以内」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、本条例は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、経過措置でございますが、現に体育指導委員であるものをスポーツ推進委員とみなし、その任期は体育指導委員の任期の残任期間と同一の期間としようとするものでございます。

次に、第23号議案 石巻市体育指導委員の会議運営に関する規程の一部を改正する訓令についてご説明申し上げます。

本案は、スポーツ振興法が施行されたことに伴いまして、字句等の整理のため一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の10ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の6ページをごらん願います。

まず、題名を「石巻市スポーツ推進委員の会議運営に関する規程」に改めようとするものでございます。

次に、第1条中、「石巻市体育指導委員に関する規則」を「石巻市スポーツ推進委員に関する規則」に、「石巻市体育指導委員」を「石巻市スポーツ推進委員」に、第2条第4項中、「2年」を「2年以内」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、本訓令は公布の日から施行しようとするものでございます。

次に、第24号議案 石巻市立学校体育施設開放実施要綱の一部を改正する告示についてご説明申し上げます。

本案についても、スポーツ基本法の施行に伴い、字句等の整理のため一部を改正しようとするものであります。

それでは、改正内容についてご説明申し上げますので、表紙番号1の11ページ、あわせて表紙番号3の条例等新旧対照表の7ページをごらん願います。

まず、第1条中、「スポーツ振興法」を「スポーツ基本法」に、「第26条」を「第31条」に、「スポーツの振興」を「スポーツの推進」に改めようとするものでございます。

次に、附則でございますが、本告示は公布の日から施行しようとするものでございます。

以上でございます。よろしくご審議賜りますようお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明についてご質疑等ございましたら、どうぞ。

はい、どうぞ。

○委員（今井多貴子君） この任期のところなのですけれども、2年を2年以内とするということにおいては何か理由があったのでしょうか。言葉のニュアンスが違ってきているのですけれども、何かあってそのように変えるのでしょうか。

○委員長（阿部盛男君） 体育振興課長。

○体育振興課長（亀山栄記君） 先に体育指導委員の方々を、委嘱の関係で審議していただきました。それで2年ということ、任期でお願いしたわけですけれども、今回の震災におきまして通常は6月1日から2年間ということ、継続してやっておりましたけれども、それがこの間の9月1日からの任期ということ、でちょっとずれました。

それで、これからの2年間を進めていきますと、8月31日までの任期ということ、切りかえが9月1日ということになりますので、活動中の切りかえということ、その時点で現在8月まで活動していた人が新たに9月から別の方になるということも考えられますので、その辺を、この次は2年後ですけれども、その次におきまして、できれば、年度当初もしくは前の5月か6月の委嘱という時期に変えたいということ、今回の規則改正で2年以内ということ、改正しておきたいということ、でございます。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（「はい、わかりました」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。

はい、どうぞ。

○委員（鶴岡昭雄君） 単純な質問なんですけれども、スポーツ基本法ではスポーツの振興がほとんど推進という文言に変わってきているわけですか。それで、こういうふうに文言が変わったということなんですけれども、ただ、4ページの現行のところ、体育振興課の分掌事務ということで、ここでは振興が残っているのですけれども、別にこの辺についてはこだわりというか、そういうのはなかったのでしょうか。何か、すべて振興が推進とかになっていくと、大もとの職務分掌する課が、振興課というのが残っていると、どうなのかな。

○委員長（阿部盛男君） いかがでしょうか。

○体育振興課長（亀山栄記君） 現在の時点では、スポーツの振興、推進という業務的な分野、それにつきましてはスポーツ基本法ということで、そちらのほうで推進ということ、をうたっていますので、条例等の字句はそちらのほうに、今回、合わせたということ、でございます。ただ、

振興課の課の名前につきましては、これは市の全体的な機構改革なり、そういう形の中で課名の変更というのがあると思いますので、現時点ではそのままということです。

○委員（鶴岡昭雄君） 何か、推進より振興のほうが私個人的にはじっくりいっているほうなので。

○委員長（阿部盛男君） では、局長。

○事務局長（佐藤和夫君） 我々も推進と振興に何の違いがあるのかということで、この法の改正の趣旨をちょっと探ってみましたところ、もともとの法律が制定されたのが昭和36年でして、これはなぜかという、昭和39年の東京オリンピックを目前にしましてスポーツというものがまだ一般的なものとして普及していないような段階で制定されたということで、どちらかというとアマチュアリズムを強調したような形の法律であったわけです。

それが近年のスポーツというものが、いわゆるコマーシャルイズムも結構入ってきていますし、それが必ずしも悪いということではない。むしろ、そういったようなことによってさらに発展する、あるいは世界平和だとか国際協調だとか、そういったようなものにも寄与していくというようなことを受けて、もともとの法律の改正がなされたというような背景があります。それを振興と推進という言葉に置きかえて、そういった趣旨なんだよというようなことを法律の中で、法律の目的のところであらわしています。

それというのはなかなか言葉だけをとらえてみますと、我々にとってはどっちも同じではないかというようなほど、まだ我々の意識の中にちょっと浸透していないということがありますので、とりあえず法律が変わったので条例及び規則についてはそういうような上位法を受けていますので文言については変えさせていただきますけれども、組織については今しばらく、そういった言葉が定着した段階で考えてみたいと思っております。

○委員長（阿部盛男君） よろしいですか。

（「はい、大丈夫です」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか、関連議案で。

よろしいですか。

それでは、ないようでしたら、第22号議案、第23号議案及び第24号議案については原案のとおり決することにしてよろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） 異議ありませんので、第22号議案、第23号議案及び第24号議案については原案のとおり可決いたします。

---

## 第25号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則

○委員長（阿部盛男君） 次に、第25号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則を議題といたします。

これは学校管理課長、説明をお願いいたします。

○学校管理課長（菅原正好君） ただいま上程されました第25号議案 石巻市学校給食センター条例施行規則の一部を改正する規則についてご説明申し上げます。

本案は、現在、河北幼稚園と桃生幼稚園を対象として提供しております幼稚園の給食につきまして、本年10月より湊幼稚園も対象に加えようとするものでございます。

改正内容をご説明いたしますので、表紙番号1の12ページ及び表紙番号3の条例等新旧対照表の8ページをあわせてごらん願います。

本規則第9条第1項中、「河北幼稚園及び桃生幼稚園」の表示を「湊幼稚園、河北幼稚園及び桃生幼稚園」に改め、同条第2項中、「桃生幼稚園」を「湊幼稚園及び桃生幼稚園」に改めようとするものでございます。

附則につきましては、公布の日から施行し、この規定を平成23年10月3日から適用しようとするものでございます。

これまでの経過といたしまして、湊幼稚園につきましては、平成23年度より保育所と幼稚園を統合して認定こども園として保育を行い、給食も提供することで入園者を募集いたしました。3月の大震災により認定こども園の実施が見送りとなり、今年度は保育所及び幼稚園として従前どおり運営することとなりました。しかし、給食の提供を前提として募集しており、給食の実施要望も出されておりますことから、今回、湊幼稚園に給食を提供しようとするものでございます。

よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○委員長（阿部盛男君） ただいまの説明に対し、ご質疑ございましたら、ございませんでしょうか。よろしいですか。

はい、どうぞ。

○委員（津嶋ユウ君） 認定こども園として募集したときの、いわゆる幼稚園のほうの希望の子供たちは、今、何名ぐらいなんですか。

○委員長（阿部盛男君） そのほかございませんでしょうか。よろしいですか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ないようでしたら、第25号議案については原案のとおり決することにしてよろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） ご異議ございませんので、第25号議案については原案のとおり可決いたします。

---

### その他

○委員長（阿部盛男君） それでは、その他に入ります。

初めに、委員方からございますか。ございませんか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、1つお聞きしますが、先般の震災以来、小・中学校、高等学校も含めてですが、特に小・中学校の数が多いものですからお聞きします。沿岸部の学校、ああいう状況下にありまして本来の教育効果を上げることは不可能であるということで、その他の内陸部等の学校に間借り、あるいは、その他の教育活動を展開しておるわけですが、あれから我々も各学校を訪問して移転先の学校等の状況を把握して、それぞれの課題、要望等を聞いてきて、すぐ対処できることはしていただきました。それについては感謝を申し上げます。

時間が大分経過しておりますから、実際、各間借り生活等をやっている状況下にあって、どういうふうな課題が出ているのかなど。そこで移転先の学校あるいは間借り生活をしている学校について見直しを来年度に向けてする必要があるのではないかなどということも考えておるわけではありますが、その辺の今後の予定等についてはいかがでしょうか。ございますか。

（「関連して私も」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） 関連して、ちょっと、それからご説明いただきます。

○委員（津嶋ユウ君） あわせて、湊小学校の仮設校舎が当初と変更になって湊小の校庭に建てることになったというのを新聞で見たのですが、その辺のいきさつ等もご説明いただけたらと思います。

○委員長（阿部盛男君） それでは、お願いいたします。

○学校教育課長（山田元郎君） 私のほうでまず課題関係ということでお話申し上げます。

まず、施設面の課題ということで、今、3つに分かれていた学校、渡波中学校ですけれども、それから2つに分かれていた渡波小学校が1つになって、やはり最初3つに分かれているという大きな課題がございまして、それはこの仮設校舎というところでかなり解消されてきている



かなと思っています。

それから、湊第二小学校と湊中学校の仮設校舎が10月上旬に完成しまして、移動することになります。そちらは例えば湊中学校ですと、理科室で普通教室の授業を実際に行っているとか、委員にも見ていただいて、その辺についてはご理解いただいていると思いますが、大きな教室に2クラス入れて、片方ずつやっていた授業などをいただいていたと思うのですが、ああいうことに対する対応ができて1クラスずつの普通教室での授業ができるようになっていくという事で、大分改善しつつあります。

あと、10月11日以降に体育館が使えるという見込みでありますので、それ以降に使うという事で各学校のほうでも学芸会等の行事を10月11日以降で集中的に入れまして、そのような時間等に対する対応もしているところでございます。

あと、いろいろな小学校、中学校が一緒になっているということで、最初、なれないうちはいろいろとあったわけですがけれども、今はなれてきて小学生、中学生が一緒になっているというところでもスムーズにいつているのではないかなという話を聞いております。

また、いろいろな話の中では、今回、小学校で10校、中学校で4校、そして高校と幼稚園が1校、1園があって合計16校という形になっているわけですがけれども、そこに出てこない中では、やはり3つの学校が一緒に行っているとか、そういうところでの今度はクラスを1つにしたことよっての難しさが、今、聞こえてきているところでございます。

ですから、今までは教室をいろいろなところにやっていたんですけども、例えば橋浦小学校のほうに3つの学校が一緒になって、3つの学校の先生方が1つのクラスで教えている。最初のころは非常にいい感じかなと思っていたところなわけですけれども、やはり、その中の人間関係とか地域的な部分でちょっと難しい面が出てきているなという話などを聞いておるところでございます。

学校がこのような形で、やはり間借りから仮設、そうなるにつれていろいろな課題が生まれてきているところでございますが、学校の先生方においては、そういう課題を一つ一つ解決しながら、ことし1年の学びが未履修とか、そういうことになってマイナスになっては大変だということから、本当にことし学ばせることについてはしっかりと学習させるということで、各先生方が校長先生を中心に頑張っているところでございます。

以上が実態関係ということで、私からのお話とさせていただきます。

**○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君）** それでは、私から津嶋委員が申し上げました湊小学校の関係、これについては2回ほどPTAの方が校長先生と協議をしています。まず、初め

に役員の方十一、二名ですかね、その方々にその意向を確認しました。その背景には6月11日でしたか、市長にたしか467名の署名を持って現地での再開という格好で要望が出ております。当時、教育委員会の決定としては開北でやるということだったんですけども、その辺の中身をちょっとお伺いしたかったということです。

それから、あともう一つは震災から半年も経過して随分環境も変わってきたと、ぼちぼち湊地区についても照明、明かりがついてきて家族の方々も戻りつつあるという状況変化も含めまして、まず役員会の方の意向を確認したところ、どうしても湊小現地でやりたいというふうなこと。それを受けてPTAの保護者の方皆さんに集まっていたんですけども、それが新聞に載ったんです、60名ぐらいですか。最終的には、おじいちゃんおばあちゃんまで集まっていたんですけども、どうしても湊地区での早期授業再開を望んでいるようでございました。

プレハブ校舎についても、湊の校庭に建ててほしいという要望も出ましたけれども、それはたしか今から三、四年前に湊小学校の耐震化をしたときに既にプレハブ校舎をやって、グラウンドが狭くなった中でも授業をやってきたという実績があるので、問題ないということですけども、今と当時では全然違うわけです。要は、体育館が、今、被災して、もしかすると設計をしてみないとわからないんですけども、全面改修ということにもなり得ます。そうすると体育の学習指導要領に基づく時数のクリアというのが、多分、できなくなってくるのかなと思いますので、そこら辺、今、学校管理課長に施設設備の面でどういようになるのか、きちっとしたスケジュールをまずつくって、それからもう一回お会いをして、その後に意見を吸い上げた中で教育委員の皆さん方とも審議して決定していきたいと考えています。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

○委員（津嶋ユウ君） 別にまだ決定とか、そういう話ではない。要望が出ているということなんですね。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） ちょうど保護者全員の方が集まったときにも、これは決定ではございませんよと、あくまでも皆さんの意見を聞きたいということでやりました。今後、教育委員会の決定事項を全く別な方向に持っていくということもございますから、もう一度、教育委員会で審議をして決定しますからとその場で説明したんですけども、新聞にああいうような書かれ方をされたものですから。

○委員長（阿部盛男君） あれではおかしいなと思います。本当に安全を考えるなら、後背地の山でも崩すのならわかるんです。あそこにプレハブ校舎というのであれば、プレハブ校舎よ

り現校舎4階、一部5階の屋上部分、あそこのほうがはるかにいいと、何を言っているのかわかりませんでした。我々は情報を的確につかんで把握しないといけないなという一つの例かもしれませぬ。

○委員（津嶋ユウ君） やはり、新聞にいろいろ載りますよね。だから、そうすると回りもそうだと思ってしまいますので、この場でいろいろ確認させていただきたいと思ていろいろ質問させていただいております。

○委員長（阿部盛男君） そういうわけです。

○委員（津嶋ユウ君） あのときの関連でちょっと載っていたような気がしたんですが、門小も門中でそのまま門中校舎で門小はずっとという記事が載っていたんだけど、門小は仮設を建てなかったんでしたっけ。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 門小と門中の双方のPTAの役員方と双方の校長、教頭と一緒に、懇談会を1回だけ開催しています。そのときに、あそこは同じ学区内の学校に通っているというのがあって、要はお兄ちゃんお姉ちゃんに通っている中学校のグラウンドを狭くして、部活動をやりにくい状態にしてまで我々はこの、そういう気持ちがあったんだと思います。それで間借りのままでいいよという意見が出たと思います。

ただし、その場で門小の校長からも言われたんですけど、要は特別教室といいますか技術家庭とか、そういったものが小学校と中学校で全然、器具も含めて違うということなんで、やはり最低限の設備は、当然、プレハブ校舎でやっていくというのが大前提ですよ説明しましたので、役員の方の皆さんの意見を吸い上げるという格好で終わりました。

○委員（津嶋ユウ君） 門小も、以前はやはり仮設を校庭に建てる方向でのお話し合いでしたよね。はい、わかりました。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（「はい」との声あり）

○委員長（阿部盛男君） その他ございませんか。

はい、どうぞ。

○委員（鶴岡昭雄君） 例えば今回60名の保護者が湊小学校に集まったということですけども、保護者というのは湊小の場合、全体で何名いらっしゃいましたか。

○学校教育課長（山田元郎君） 約200の子供たちがいますので、百七、八十ぐらいの保護者がおります。

○委員（鶴岡昭雄君） いらっしゃるというので書いてありますよね。その60名の方々という

のは、わからないんですけども、もしかして湊小を避難所としている方々が非常に多いのかなという感じは持ったんです。あと、いろいろ外に出たりということもあるので。ですから、PTAだったり保護者の意見を聞きながら進めていくというのも必要なことだと思うんですけども、どうしても、そういう学区内とか地域のエゴだったりするのがどうしても出てくる中で、やはりそこを越えた、震災を受けてこういう状況になったものですから、学校全体の統廃合等を教育委員会の一本筋の通ったところを示していかないと、何かいろいろなところで左右されて落ちつきどころが悪くなるのかなという感じもちょっと何か悶々とするものがあったものですから。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） 湊地区、それから渡波地区、ここら辺については、多分、湊小がああいう動きになると渡波小学校もそういう動きになっていくのではないかなと、国道の北側ということで。南側はそういう動きにはなりづらい部分があります。

それと湊小学校については、特に耐震工事が終わっているということで、耐震工事が終わっている鉄筋コンクリート造の建物というのは国土交通省の見解によると、基本的には避難ビルとしての構造は持っている。ただし、その避難ビルにはやはり、自家発電であるとか給水であるとか、それから食料備蓄の関係、その辺がきちっと整備されて初めて避難ビルとしての機能というのが出てくるんだろうなと思っていますので、その辺と、あとあの辺地域の地理的な問題、特に湊は昔の湊村であり、渡波は渡波町でありと、古くからの街としての経過がありますので、それが全部内陸部の鹿妻のほうに行くと、湊という意識でなくなる、渡波という意識でなくなるという、そういう問題もございますから、その都度いろいろこの委員会の席でも協議をしながら進めていきたいなと思います。

○委員（鶴岡昭雄君） 先ほど、湊もぼつらぼつら明かりがあれして、住んでいる方もというような、多分、この説明会で出た発言だと存じます。実は私も湊に行って、やはり湊小学校学区を見ると、夜はほとんどもう暗いですから、なかなか本当に戻ってきて住むのかなと。そういったところで、今後の説明会でそういう要望というの、いろいろ考えていかなければいけないと思っております。

○委員長（阿部盛男君） よろしいでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それから、河北地区に、現在、分散授業というか、あるいは間借りをしている学校、雄勝地区があるんですが、石巻北高等学校飯野川校の校地内に仮設住宅がたくさんあり、あそこはほとんどが雄勝地区の方々が住んでいると聞いています。船越小学校が

石巻北高等学校飯野川校にあります。しかし、石巻北高等学校飯野川校ではもっと収容能力が、もっと校舎があるはずなんです。

同じ雄勝地区であっても、雄勝小学校だけが河北中に行っているんです。当初、石巻北高等学校飯野川校に雄勝地区を全部ということだったけれども、別な話が出てきて雄勝の小学校だけは、現在、河北中で間借り生活をしています。

ところが、住んでいる雄勝地区の住民は飯高に本拠地を置いている。そうすれば、あそこに子供もすぐ近くのほうがいい、それから財政的な面でスクールバスの運行がそこで省けるんです、ほとんどの場合。だから、雄勝地区は間借りをしている雄勝小学校も飯野川高校に移せば、保護者としても子供たちがグラウンドから階段1つ上って通うということができるんだと思うんですが、その辺、ご検討いただいて、現在、分散授業あるいは間借り授業をしている学校がたくさんあるわけですが、早く教育現場を正常化するために、そして教育の質を落とさないようにするためにも、もう何カ月もたっていますので再検討、見直しをかけていただきたいと思います。よろしくご配慮お願いいたします。

○事務局次長兼教育総務課長（小畑孝志君） その辺の経過も含めて、それからその高校の校舎もどのぐらい余裕があるのかも含めまして、早急に検討してみます。

○委員長（阿部盛男君） そのほか委員方からございませんか。

それでは、課長方からお願いいたします。ございましたら、どうぞ。

生涯学習課長。

○生涯学習課長兼中央公民館長（高橋忠之君） それでは、平成24年の成人式についてご説明申し上げます。

資料につきましては、別紙の資料でございます。

平成24年の成人式でございますが、二十歳になった人生の節目に成人としての自覚を促し、みずから生き抜こうとする青年を祝い励ますことを目的に実施するものでございます。

ことしにつきましては、3月11日の大震災によりまして、実施するか否かということで大変迷ったわけでございますが、大震災からの復興をする明るい話題として開催するのもよいのではないかという思いから開催することにいたしました。

開催場所につきましても、各地区の復興を願う意味から従来どおり各地区で開催することになりました。それで、開催日でございますが、桃生地区が例年どおり早く1月5日開催、その他6地区でございますが、1月8日の日曜日に開催する予定でございます。

それで、ことしの対象者数ですが、平成3年4月2日から平成4年4月1日生まれまでの男

801人、女716人、合計1,517人でございます。この数字でございますが、地区男女比率とも違いますけれども、合計では昨年と全くの同じ数字となっております。

会場につきましては、震災により使用できない施設がございます。それで、市内7カ所中、4カ所が変更になっております。その変更場所でございますが、北上地区におきましては、北上公民館から北上中学校体育館。それから、雄勝地区でございます、これも公民館から雄勝総合支所仮庁舎の2階会議室。それから、牡鹿地区は牡鹿体育館から牡鹿中学校体育館。石巻地区は石巻市民会館から石巻専修大学体育館となっております。なお、会場変更ではございませんが、河南地区につきましては、遊楽館のホールが使えないものですからアリーナに変更になっております。

以上でございます。

○委員長（阿部盛男君） よろしく願いいたします。

そのほか、課長方ございませんでしょうか。

（発言する者なし）

○委員長（阿部盛男君） それでは、ないようでしたら次回の定例会の日程についてお願いいたします。

○書記（大崎正吾君） それでは、次回定例会についてお知らせいたします。

次回、10月の定例会につきましては、10月27日木曜日、午後1時30分から開催する予定となっております。場所については現時点で未定でございますので、後日、開催通知のときにご案内いたしたいと思っております。よろしく願いいたします。

○委員長（阿部盛男君） それでは以上をもちまして、本日の定例会の一切を終了いたします。ありがとうございました。

午後 2時35分閉会

---

教育委員長 阿 部 盛 男  
署名委員 今 井 多 貴 子